

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年12月23日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03-6711-9200

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 スパークス・少数精鋭・日本株ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 600億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月25日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定したこととに伴い、申込期間、信託期間およびその他の記載事項に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2. 【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新・訂正後> に記載している内容は原届出書の更新・訂正後の内容を示しています。

## 第一部【証券情報】

### (7)【申込期間】

<訂正前>

2024年11月26日から2025年5月23日まで（注）

\* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（注）繰上償還することが決定した場合には、申込期間は2025年2月18日までとなり、更新は行われません。繰上償還手続きについては、後掲「第一部 証券情報（12）その他 \_\_\_\_\_ 繰上償還（予定）手続きに関するお知らせ」をご覧ください。

<訂正後>

2024年11月26日から2025年2月18日まで

### (12)【その他】

原届出書「第一部 証券情報（12）その他」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2013年8月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始。

2021年5月26日 信託期間を2033年8月25日まで延長。

2025年2月19日 信託契約終了、当ファンドの繰上償還日。（予定）

<訂正後>

2013年8月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始。  
2021年5月26日 信託期間を2033年8月25日まで延長。  
2025年2月19日 信託契約終了、当ファンドの繰上償還日。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (3)【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は、2013年8月30日から2033年8月25日までとします。(注)

ただし、下記「(5)その他 信託契約の終了(繰上償還)」に該当する場合等には信託約款所定の手続きを経たうえで、信託期間中においても信託を終了することがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(注) 繰上償還することが決定した場合には、信託期間は2025年2月19日までとなります。

< 訂正後 >

当ファンドは、2025年2月19日付をもって、信託終了(繰上償還)いたします。

なお、信託期間に関して当ファンドの信託約款の規定は、以下のとおりです。

信託期間は、2013年8月30日から2033年8月25日までとします。

ただし、下記「(5)その他 信託契約の終了(繰上償還)」に該当する場合等には信託約款所定の手続きを経たうえで、信託期間中においても信託を終了することがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。